

西東京バス株式会社からの一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和5年1月10日（火） 10：45～11：25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

自動車局：石嶋地域交通室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 宮田、本間、佐藤、廣井、山本

4. 議事概要

- 自動車局から、西東京バス株式会社（以下「西東京バス」という。）からの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 西東京バスは京王電鉄株式会社の100%出資事業者だが、京王電鉄株式会社には京王電鉄バス株式会社もある。西東京バスは元々独立していた事業者なのか。
 - ② 経営状況は良さそうに見えるが、実態としてどうなのか。
 - ③ 現行でも鉄道とバスの運賃に差があり、バスの方が高い。運賃改定により更にその差が大きくなるが、一層バスが利用されなくなるという懸念はないか。
 - ④ 申請について、「報道等はなく、地元の反響はない」とのことだが、2か月後には運賃改定を予定している。周知はどのように行ったのか。
 - ⑤ 国や自治体からの補助金額は、今後も変わらない見込みなのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、自動車局からは、
 - ① 西東京バスは、当該地域にあった複数のバス事業者を京王電鉄株式会社が買収し、それらを合併してできた事業者と聞いている。京王電鉄バス株式会社とは歴史的な背景が異なる。
 - ② 一見悪くないように見えるが、令和3年度ではバスを1台も購入できていない。また、人員不足の問題を受け、実績年度から平年度にかけて60人程度の雇用計

画を立てている。このような実態を踏まえると、厳しい状況にあると考えている。

- ③ 西東京バスとしては、他の交通手段に代替できる人は既に切り替えているため、逸走はあまりないと予測している。
- ④ 認可前のため、申請時のプレスのみと思うが、それに対する報道等が全くなかった状況である。パブリックコメントの実施の際、東京都の記者クラブにもパブリックコメントのプレスを配布したが、特段反応はなかった。
- ⑤ 変更がないとの申請であり、確実に減少するような要素が見当たらないため、申請額を査定に採用している。なお、補助金については、本来実績によって毎年度変動するものであり、運賃改定に伴う補助金への効果はもっと後に現われてくると思う。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。